

長谷川 伸 原作
荒井 辰平 演出

海の豪族

臺灣總督府
日活京都撮影所
共同作品

乞御期待

南方發展の先驅者濱田彌兵衛がゼ
イランチヤ城に斬込んだ不撓不屈
の日本精神を強調して、東西總動員
で描く雄渾の巨篇！映畫界空前の大
企劃！これぞ示唆深き世紀の巨弾！

共同聲明

昭和十六年六月二十三日

我等兩名ハ今次ノ事變ヲ速ニ處理シ之ヲ契機トシテ日華兩國永遠ノ關係ヲ確立シ以テ共存共榮、東亞復興ノ共同目標ニ向テ邁進センカ爲、曩ニ善隣友好、共同防共、經濟提携ヲ内容トスル東亞新秩序ノ建設ニ關シ夫々聲明スル所アリタルカ昨年十一月三十日成立ノ日華基本條約及日滿華共同宣言ノ趣旨トスル所亦右ニ外ナラス。
抑々東亞新秩序建設ノ意義ハ東亞固有ノ道義的精神ヲ基調トシテ東亞ニ於ケル侵略主義及共產主義ノ流毒ヲ一掃シ相互提携、共存共榮ノ國家ヲ建設セントスルニ在リ。中國民衆中ニハ日華ノ合作ニ依ル東亞ノ復興ヲ希望シツツモ右希望カ果シテ實現セラルルヤ否ヤニ關シ尙自信ヲ有セス、依然トシテ低御觀望ノ態度ヲ持シ居ル者尠カラズ存スルカ如キ處東亞復興ノ偉大ナル事業ハ今日ノ段階ニ於テモ出來ル限リ其ノ曙光ヲ顯現セシメ大多數國民ノ信頼ヲ得テ銳意全面和平ノ實現ニ邁進スルコトニ依リ始メテ之ヲ達成シ得ヘキナリ。
今回我等會議ノ結果日華兩國政府ハ右共同ノ目標ニ向テ一層ノ努力ヲ爲スヘキコトヲ誓ヒタリ。國民政府ハ政治上、軍事上、經濟上、文化上、日華提携協力ノ具體的事實ヲ提供シ、民衆ヲシテ日華合作、東亞復興カ日華兩國國民ノ共同ノ使命ナルコトヲ知ラシムルニ努ムヘク日本國政府亦之ニ對シテ一層ノ援助ヲ與ヘ國民政府ヲシテ能ク獨立自由ノ權能ヲ發揮セシメ以テ東亞新秩序建設ノ責任ヲ分擔セシムルニ努力セントス。

近衛文麿
汪兆銘

目次 (八月一日號)

- 共同聲明……………近衛文麿、汪兆銘……………一
- 日蘭會商の決裂と我が不動の主張……………二
- 東亞共榮圈と臺灣公債消化と貯蓄糧食……………三
- ……………中島一郎……………二
- 獨ソは遂に戦へり……………三
- 經濟事犯の總減……………松田光治……………元
- ……………防……………中美春治……………四
- ……………西郷從道……………濱田半雄……………六
- 貸金統制令と……………七
- 地代家賃統制令の改正……………三
- 懸賞募集……………三

日蘭會商の決裂と

我が不動の主張

わが國の正當な要求

わが小林商相が使節としてバタビヤに上陸し、日蘭會商の幕が開かれたのは、昭和十五年九月十二日でありました。それから九箇月、小林使節は齋藤元バタビヤ總領事らの協力のもとに、ひたすら會商が成功するやうに努力したのであります。が、申々思はしくはかどらないばかりか、一方商工大臣としての重い任務のある小林使節は、何時までも外國に滞在してゐるわけにも行かず、途中芳澤使節とかはりました。九箇月と云ふ

全權團一行の引揚げ

昭和十五年九月以來、蘭國の正しい要求を受け入れ

交渉打切に關する情報局發表

最近蘭印をめぐる情勢は客年九月以來バタビヤに於て續行し來たれる日蘭經濟交渉の圓滿なる進捗を困難ならしめるに至り、六月六日オランダ側代表より回答ありたる程度の内容のものにては、この際特に國際協定となすに足らずと認め、帝國政府は今交渉を打切ることへ決し、芳澤使節に對し歸朝命令を發したり。

ないため、とうとう交渉が成立せず、六月十八日わが日本政府は情報局發表の名に於て交渉打切を聲明し、同時にわが全權團一行の引揚げを命令しました。

かうして日蘭會商が決裂したことは、大東亞共榮圈の永久平和と云ふ點から見ても、まことに不幸なことで、云はねばなりません。今や日蘭會商の巻き起した波紋は、世界各國の注目す

長い期間であつたため、その間には代表と一行の交代も少なくなく、延人員にして六十人以上の代表がバタビヤに乗込んだのであります。

これほど多數の代表が經濟交渉だけのために繰出されたことは、極めて珍らしいことで、たとへ會商がうまくまとまらなくても、日本代表のこの努力に對して、蘭印側は充分に感謝すべきであります。

はじめわが國は、有りあまる程ある蘭印の物資を日本にも分けてもらふこと、日本人の蘭印入國を許すこと、その他海運、航空、通信連絡等、日蘭兩國お互の

英米に頼る愚かな蘭印

もとくオランダは今度のヨーロッパ戦争が起ると、ドイツのために國をうばはれ、政府は命からがらイギリスのロンドンに逃げ、イギリスに助けを求め

ました。オランダはかういふ弱い國ですから、日本としては、もしオランダが日本の正當な要求を聞き入れなければ、武力によつてこれを解決することは、大それた容易なことではありません。

しかしたとへ政府がよその國へ逃げこんでしまつてゐても、やはりオランダの體面を考へ、出来るだけ平和のうちに話をすゝめようとしたのです。

ところが愚かな蘭印側は、あくまでもイギリスやアメリカの勢力をたのみにし、終始イギリスとアメリカと連絡をとつて、たとへ日蘭會商が決裂しても、日本はイギリスやアメリカを

相手にしてまでその南進政策を強行することはあるまいと考へてゐました。

又イギリスもアメリカも、日本が樞軸側に参加した以上、日本の武力を高めるやうな對日貿易は出来るだけやめさせ、またもし蘭印から日本へ物資を送り、更に日本がそれをドイツへ送つてやるやうなことがあつては、樞軸側の國々の勢力がますます強くなると考へ、これを非常に恐れました。

そればかりか、イギリスとアメリカは、蘭印を自分の國の軍需原料の共同倉庫の如くに考へ、石油やゴムなど一切の資源をその獨占下におかうとしました。

遂に會商決裂

このやうに、蘭印側ははじめからアメリカやイギリスの勢力をたのみにしてゐたのですから、日本がどんなに親切に、真心をこめて會話をすゝめようとしても、うまくまとまるはずがありません。

そればかりか、蘭印は日本の提唱する大東亞共榮圏の精神に疑ひを持ち、これを悪い方に誤解し、日本と蘭印との間には、はじめから何か溶けきれないわだかまりがありました。

殊にヨーロッパの戦争に於て、ドイツが中々イギリス本土へ上陸しないのを見

て、結局戦争はイギリスが勝つにちがひないと、とんでもない間違つた考へを起し、蘭印にゐるオランダ人は、みなアメリカがもつとくイギリスを援けるために力を注ぐことを希望しました。

そのため會商は回を重ねるごとに、蘭印の回答は日本の要求ととびはなれたものとなり、とうとう五月十四日、わが芳澤使節はフアン・モーク主席代表に對し、日本側の最後の提案を手交しました。回答はそれより二十三日後の六月三日、芳澤使節のもとよせて來ましたが、その内容は日本としては到底承認する事の出

来ないものでありました。わが國はあくまでもオランダ政府の誠意を信用し、平和のうちには日蘭會商をすゝめ、立派な結末をつけようとして、あらゆる努力をはらつて來たのであります。が、蘭印側の不誠意により遂に會商は決裂するに至つたのであります。

しかし會商は決裂しても日本代表芳澤謙吉氏の立派な外交的手腕に對しては深い敬意を表し、その努力を忘れてはなりません。使節は今年六十八歳、そのすぐれた人格と、又いろいろの困難を押しきつて、日本の眞の要求と精神を傳へ、はじめからをばりまで、わが

道義外交の精神に基いて會商にのぞまれたことは、蘭印側代表も何か深く感ずるところがあつたものと思はれます。

確固不動のわが南進政策

最後に注意せねばならぬことは、わが國が日蘭會商に於て主張した要求は、これから後といへども前とかはりなく続けられるといふことでありませぬ。時間的には多少おくれるとしても、あくまでもこの要求が實現されるやうにつとめ、そのためにはあらゆる機會が利用され、あらゆる方策が講ぜられるであらうことはい

ふまでもありません。

たとへ蘭印側が日本の要求を受け入れなくても、蘭印を含むわが南進政策は、

先日東京で開かれた中央協力會議に於ても全國民の希望として、それが一日も早く實現するやう切望されて

わます。

日本及び日本國民は、蘭印を東亞共榮圏の一部とみなし、六千萬の蘭印土着民

との經濟的提携を、いやが上にも深くすることに、その全力を傾けるのであります。

皇民奉公會下部組織 運營方針決定

皇民奉公會では、七月二日附

總督府訓令第八二號により設け

られた區會、部落會、奉公班の

組織をその優育の下部組織とし、行政組織と表裏一體の形態

をとる事にし、區會、部落會、奉公班の普及運營方針を左の通り決定し支部長宛通牒した。

- 一、奉公班聯合組織は臺灣總督府訓令第八二號に依る奉公班聯合組織に依ること
- 二、區會、部落會及奉公班には

常會を設けること

常會の組織は臺灣總督府訓令

第八二號に依る區會、部落會

及奉公班の常會と同一にする

こと

三、適當なる職域に部落會、奉公班に準じ本會の下部組織を設ける場合は努めて地域の下

部組織との混淆を避けること

運營

一、區會及部落會は區域内に於ける皇民奉公運動の綜合的機

能を果すべき目的を有し其の活動は全住民の自主的積極的參加を基礎とすること

二、奉公班は本會最末端に於ける住民實行單位として全島民の動員網を構成するものにして奉公班の活動に當りては班員をして和親協力關係團結の實を擧ぐると共に各人自ら公事を分擔するの心構へを自主的に其の任務を遂行せしむること

三、奉公班の實施事項は概ね隣保相互間の親睦融和の増進、上部機構よりの通達的全班員に對する徹底、上部機構の要

求する報告の正確なる調製、公私生活の刷新向上に關する各種の申告せ及行事の實行、物資の生産、配給消費等統制の發揮、下情の上部機構に對する疏通等なること

四、區會、部落會及奉公班常會は少くとも毎月一回之を開催すること

五、區會、部落會及奉公班は常會の適切なる運用に依り始めて其の使命を達成し得るものなるを以て常會の指導に格段の努力を拂ふと共に之が指導者の育成訓練に努むること

六、常會の運營方法に付ては別に指示す

求する報告の正確なる調製、公私生活の刷新向上に關する各種の申告せ及行事の實行、物資の生産、配給消費等統制の發揮、下情の上部機構に對する疏通等なること

四、區會、部落會及奉公班常會は少くとも毎月一回之を開催すること

五、區會、部落會及奉公班は常會の適切なる運用に依り始めて其の使命を達成し得るものなるを以て常會の指導に格段の努力を拂ふと共に之が指導者の育成訓練に努むること

六、常會の運營方法に付ては別に指示す

一人から聞いたことではありませんが、狂政権の人々が臺灣の問題に多大の關心を寄せてゐることです。と申しますのは、臺灣に住んでゐる本島人は、その殆んど全部が漢民族であり、その人々を日本がどういふ風に治めてゐるか、又内臺人がどんな具合に融和してゐるかは、正しく彼らの知らんと欲するところではありません。事實六百萬の本島人大衆が、日の丸の旗の下に、齊しく、陛下の赤子として、平和に幸福に暮らしてゐる姿を見せたならば、百の善隣友好の原則を説くよりも、彼らに力強い立派な證據を示すものであり、従つて我が國の眞意を手近かに納得させるのに役立つものであると思ひます。この點から申しましても、本島在住民の一舉一動は、直ちに我が國の對支那事變處理に響くものでありまして、われわれの責任は誠に重大である

あることを痛感すると共に、臺灣に住む人々が好むと好まざるとに拘らず、宿命的に日支兩民族提携の楔となつてゐることを自覺しなければならぬと思ひます。

これは關聯致しまして申し上げたいのは、南洋の華僑及び他の諸民族に對する問題であります。南洋の華僑は御承知の通り九十九%迄が本島人の出身と同じく、福建、廣東の兩族であります。只本島人が目下日本國民として幸福に暮らしてゐるのに對しまして、彼ら南洋華僑は、イギリスやアメリカ或はオランダ、フランス、ポルトガールの治下に生活してゐることだけが異つてゐるのであります。源を辿つて見ますれば、矢張り同じ故郷から海外へ移住した人々であります。その人々が日本の統治下にある本島人に對して、かなりの關心と興味を持つこと

は、人情上已むを得ないことであると思ひます。一體どんな國に治められた方が幸福であるかは、彼らの最も知りたいところでありませう。いや私も實際に何回かこの種の質問を受けたことがあるのであります。

四

南支や中支の旅先で出合ひます華僑は勿論、臺灣へ立寄る華僑からも屢々聞かれたのであります。彼らが想像以上に臺灣の問題に對して關心を持つてゐるには、びつくりさせられることがあります。要するに彼らが歐米諸國からいろ／＼と虐待され、又は擯取されてゐるだけに、本島人が日本の治下に果してどんな具合に待遇されてゐるかを知らないのであります。

この華僑心理を巧みに捉へて、重慶政府はその弗箱の一つになつてゐる彼れましたので、臺灣もいよいよこの大なる抱負の實現に向つて力強い第一歩を踏み出しましたことは、邦家のため將又大東亞のため誠に御同慶に堪へない次第であります。

この皇民奉公運動も島民六百萬の個々の心と生活が、八紘一宇の精神に徹し、大東亞共榮圈を本氣に建設しようといふ大理想に燃えた時、言ひ換へますならば、この美しい夢を必らず實現させようといふ信仰が、一人残らず板に付いた時が、ほんたうに成功した時であります。私は東亞の黎明を廣らすべき本運動の前途が、決して坦々たるものではなく、幾多の難關が横はつてゐることを豫想しますと共に、その首途を祝福する數々のよき材料があることを見出し、樂觀してゐるもの一人でございます。

先づ第一に申し上げたいのは、長谷

らに向ひまして、臺灣の問題を材料にしたデマ宣傳をやつてゐるのを耳にして居ります。それは臺灣に住む本島人が、日本政府に散々虐められてゐるといふ風なデマであります。例へば内地人の移民を入れるため、本島人の人口増加を防止する一手段として、本島人の家庭に子供が出来ましたら直ぐにその赤ちやんを警察が連れて行つて殺して了ふとか、或ひは本島人が謀反を起すのを恐れてお炊事場の庖丁さへも持つことを禁止してゐるとかなどの全く荒唐無稽なデマ宣傳をやつてゐるのであります。

これを要するに華僑が臺灣に住む本島人の動向に、相當な關心を持つてゐる事實を一面に物語つてゐるものであり、更に重慶政府が華僑に我が臺灣の幸福な姿を知らせまいとして躍起になつてゐるかど窺はれるのであります。

これは獨り華僑ばかりではなく、南洋に住む他の諸民族にしても、我が國が四十何年間臺灣に住む本島人を、如何に統治してゐるかを見ることによつて、すなはち我が國の植民政策が、どういふ風に行はれてゐるかを知ることによつて、日本が大東亞共榮圈の指導者として、どの程度までに異民族を擁護し得るかを窺ふ一つの標準と考へてゐるやうに想像されるのであります。それだけに本島に住む吾々は、我が國の大理想である八紘一宇の精神を、全東亞の諸民族に了解せしめる、云はゞ一つの標本となつて居り鏡になつてゐる事實を十二分に認識し、宗教家のやうな敬虔な氣持を以て御奉公しなければならぬと考へるのであります。

五

幸ひにもこの度皇民奉公會が結成さ

川總督閣下が皇民奉公會の準備委員
席上に於て、自分は島民の一人とし
て本運動の先達となり、部僚を率ゐて
六百萬島民の裡に燃け込み、相共に奉
公の誠を致さんとする覚悟である」と
云はれて居られるやうに、全島民は一
人の例外もなく、本運動に参加しなけ
ればならないといふ熱意を示されたこ
とであります。この總督さんの意気込
みは、必らずや六百萬島民の心を動か
さずには居られないと確信してゐる次
第であります。われ／＼もよく總督閣
下の意を體し、單なる義務としてでは
なく、大きな誇りを以てこの大事業に
参劃しなければならぬのであります
が、それには老若男女を問はず、又内
地人も本島人も過去の行きがかりや因
習などに捉はれないで全く新たに生れ
變つた氣持になりまして、舉島一致滅
私奉公で行くのだといふ心構へが望ま

しいのであります。

六

私は本運動に携はれる時代に生まれ
たことを喜んでゐると共に、軍官の
首脳部が進んで軍官民一體の態勢を整
へ、渾然融和してゐる状態と、その深い
理解と熱意とに感激してゐるものでご
ざいます。
二十年以上も本島の官界に身を置
き、島民からその徳望を慕はれながら
本島を去られた川村拓務省折南局長
は、自分が永年臺灣に居りまして、こ
んなに軍官の首脳部が擧つて内憂一如
の實現に眞剣であり、又南進政策に深
き理解と關心を持つて居られる時代に
出つくわしたことがなく、又軍官民が
こんな一體となつてゐる和やかな姿
を見たことがない」と述懐して居られ
たやうに、われ／＼島民は全くよき指

導者を得てゐることを喜ばなくてはな
らないと思ひます。

このやうによき指導者の指導鞭
と、舉島一致の滅私奉公があればこ
そ、南進基地としての又大東亞共榮圈
の心臟部としての、輝かしい臺灣の將
來が約束されるのであります。吾々は
例へて申しますならば、袋地から一躍
して四通八達の大道路になつた我が臺
灣の地位を、十二分に認識し、又宿命
的に大東亞共榮圈の楔となつてゐる本
島在住民の特殊使命を自覺して、國家
興隆のため將又大東亞諸民族の繁榮の
ため、身を賭して御奉公したいもの
であります。

龜山炎亭

公債消化と
貯蓄報國

財務局長 中島一郎

變轉極りなき國際情勢は、幾多の迂
余曲折を辿つて今日に至つたのであり
ますが、快して好轉して來たとはいへ
ないものであります。寧ろ反對に益
々重大となつて來たものと存するので
あります。即ち日本は獨伊と提携いた
しまして、東亞共榮圈の確立、惹いて
は世界新秩序の建設に邁進して居るの
であります。此の行手を阻まんとす
る蒙昧無智の蔣政権は、南京に新政權

が支那四億の民衆の福祉増進のため、
雄々しくも健かに發達しつゝあるに拘
らず、尙英米の露骨なる援助の下に、
抗戦を繼續して居るのであります。
更に南方に於ては、蘭印亦東亞共榮
圈への参加を拒まんとし、獨逸とソ聯
邦の戦闘は我國へ如何なる影響を及ぼ
すか豫断を許さず、米國の参戰亦時日
の問題たらんとし、今こそ誠に一億一
心、挺身報國の決意を固むべき時期な

りと存するのであります。

斯の如き狂瀾怒濤の國際情勢下にあ
りまして、斷乎日本の國是を遂行して、
東亞共榮圈の確立を圖るためには、急
速なる國防體制の完備を以ては外に
ないのであります。即ち一方に於て
は支那事變を遂行しつゝ、他方に於て
は明日に備へて國防力の充實、整備を
圖らなくてはならないのであります。

此の道は簡單明瞭でありまして、即
ちその一は軍事費の圓滑なる調達、即
ち公債の完全なる消化と、その二は生
産力の急速なる擴充であります。こ
の二つさへ實行出來ますならば、如何
なる困難なる事態が発生しませうと
も、日本はびくともすることはないので
あります。

日本が戦争を繼續するためには非常
にたくさん軍事費が要るのでありま
すが、その軍事費を調達するため、政

府に於きましては御承知の通り増税と
か行政費の節約とか、色々の方法を探
つて居るのでありますが、事實はその
大部分を公債に依つて賄つて居るので
あります。

例へば明年度に於きましては、七十
五億圓の國債を發行致しまして、その
大部分を軍事費の方に振り向けられる
ことと相成つて居るのであります。

日本が單に蔣介石政権をたゞき潰す
だけで東亞共榮圏の確立が出来ますれ
ば、それは誠に簡單明瞭でありまして
いとも容易なる事業だと云はなければ
なりません。東亞共榮圏の前途を阻む
ものは、寧ろ英吉利、亞米利加であり、
此等の國とは未だ才を取つて戦つては
居ないのでありますが、東亞に關する
限り、此等の國には一指をも染めさせ
ない實力を養つて置かなければ、東亞
共榮圏の確立は出来ないのであります。

て、その道は生産力、殊に軍艦を造り、
飛行機を造り、大砲を造り、彈丸を造
る軍需生産力の急速なる擴充を以て
外にないのであります。従つて政府に
於きましては、諸般の情勢を考慮致し
まして、本年度生産力擴充資金を六十
億圓と豫定して居るのであります。即
ち先程申し上げました國債消化資金七
十五億圓と、生産力擴充資金六十億圓、
合計百三十五億圓の資金は、支那事變の
遂行上又東亞共榮圏の確立のため、本
年度に於て是非とも確保しなければな
らないのであります。

然らばこの資金をどうして生み出す
かと申しますと、結局我々一億國民の
貯蓄を以て外にないのであります。し
て、本年度貯蓄獎勵目標を百三十五億
圓と定めましたのは、全く以上の理由
に基づく次第であります。

斯くて百三十五億圓貯蓄の完遂に、

一億一心舉つて邁進すること、相成つ
ておるのであります。我が臺灣に於
きましては、この中二億五千萬圓を擔
當すること、相成つて居るのでありま
す。

本年度の臺灣の目標額を、昨年度の
二億圓より、二億五千萬圓に引上げま
した時、一部の人は臺灣の經濟力に
比し、過大ではないかと疑問を持ち、
其の達成が不可能ではないかとの不安
を持つた方もあつた様に思はれました
ので此の機會に於きまして、果して過
大であるかどうかを省みてみたいと思
ふのであります。

先ず人口一人當りの貯蓄額に付て檢
討致しまするに、大雑把な計算ではあ
りますが、本年度全國貯蓄目標額百三
十五億圓は、一億人の人口に割當つて
すと、一人當り百三十五圓と相成つて
居るのであります。臺灣でも一人々々

が同じ割合の百三十五圓を貯金致しま
すと、八億圓餘の貯金が出来るのであ
りまして、此の意味からいたしますと、
八億圓の目標を掲げて良いわけであり
ますが、事實は二億五千萬圓でありま
して、一人當りに直しますと四十二圓、
即ち内地に居住する人々の三分の一の
貯蓄にしか當らないのであります。で
は之では臺灣に住む人の方が輕きに過
ぎるかと思はれますと、一概にさうは云
へないのであります。比較するに當
つては、矢張り能力即ち經濟的な力に
比較して、重いか輕いかを判断しなけ
ればならないのであります。

經濟的な力から申しますと、臺灣全
體を色々の材料から調べて見ますと、
大體内地總額の三十分の一程度と見て
差支へないと思ふのであります。然ら
ば貯蓄目標額百三十五億圓の三十分の
一、即ち四億五千萬圓と臺灣の目標を

定めることが、臺灣の經濟力からいた
しまして至當であると云ふことになる
のであります。

然らばそれにも拘らず、二億五千萬
圓に定めたのは低きに過ぎることとな
るのであります。それを敢て二億五
千萬圓と定めましたのは、臺灣の經濟
状態が未だ農業中心であり、貯蓄の困
難な事情もあり、且つ貯蓄に對する認
識も必ずしもまだ徹底して居ない點等
をも考へまして、幾分餘裕を残し、専ら
達成し得る可能性に重點を置いて定め
たのであります。即ち昨年度に於きま
しては二回に亘る暴風雨に依り農産物
は痛烈なる被害をうけ、生産額の減少
は、約一億數千萬圓と推定せられるの
であります。それにも拘らず二億圓
の貯蓄目標を達成することが出来まし
たので、本年度に於ては二億五千萬圓
の貯蓄を完成することは、時局下に於

ける島民の最少限度の責務なりと考へ
たのであります。

試に之を内地の府縣と比較してみま
するに、二億五千萬圓の目標額は、靜
岡、山口、新潟等の中流の一縣一縣の
目標額にしか當つていないのでありま
して、臺灣よりは遙に其の人に於ても
其の富の程度に於ても劣つて居る北海
道すら、三億五千萬圓の目標額を掲げ
て居るのであります。いさゝか裏淋
しい思ひをする次第であります。

以上申し上げました處に依り、臺灣の
目標額が決して過大でなく寧ろ餘裕を
残したものである事が充分御諒解戴け
た事と存する次第であります。申す迄
もなく臺灣の目標額二億五千萬圓は、
日本全體の目標額百三十五億圓の一部
でありまして、百三十五億圓は先程申
し上げました通り、國債消化資金に七
十五億圓、生産力擴充資金に六十億圓

を充當する事となつて居るのでありまして、即ち一部は支那に殲滅戦を展開し、南方に作戦する直接的軍事費に充當せらるゝものであり、一部は英米、ソ聯の恐威を抑壓して、東亞共榮圈を確立せしむる國防體制強化の資金に充當せらるゝのであります。従つて我々島民は我々に課せられたる二億五千萬圓の責任目標額を達成することにより、即ち我々に割當られたる貯蓄を全うすることにより、直接に支那事變遂行に參與し、且東亞新秩序建設の大業を翼賛し奉る事となるのでありまして、本島六百萬島民の皇國臣民としての本分は、又經濟戰の戰士としての職分は目標額が完全に達成せられたる時に於て、始めて全つたきを得るのであります。而も臺灣の二億五千萬圓の目標額は、既に申し上りました通り内地に居住する人々よりも低めに定められて居る

のでありまして、若しも本年度に於て、此の目標額すら達成することを得ずして、日本全體の目標額百三十五億圓に缺陷を生ぜしむることゝ成りますれば、單なる臺灣の責任のみでは濟まされないのでありまして、六百萬島民は皇國臣民たる資格をも疑はるゝことゝ相成るのであります。御承知の通り、臺灣は帝國南進の根據地として、又臺灣に居住する我々島民は、南方政策の擔當者としての光榮を誇りつゝあるものであります。南進政策の遂行は不動の陸海軍の實力に依り、始めて可能となるのでありまして、其の陸海軍の實力を養ふものは、既に述べました通り、我々の國民貯蓄を以て外にない事は既に御承知のことゝ存するのであります。従つて我々の國民貯蓄の實行は、即ちとりも直さず南進政策の實現であるのでありまして、

我々が本島に課せられたる目標額を達成し得ないことゝなりますれば、我等島民には南方政策を語る資格なしと申し上げても、敢て過言ではないと存するのであります。以上依り時局下に於ける國民貯蓄が、如何に重要な意義を持つてゐるか、或は又我々六百萬島民は國民貯蓄の完全なる實行に依り、始めて皇國臣民たる資格を克ち得るものなるかは明瞭になつた事と存するのであります。俗に金はあればあるだけ、費ふものであると云ふ事が云はれて居るのであります。この様な俗言は、時局下に於ては通用せないのであり、否、寧ろ通用さしてはならないのであります。又從來貯蓄は我々の生活費の残りを溜めるものであると云ふ事が常識であつたのであります。之の常識さへ時局下に於ては改めて戴かなければならないの

であります。即ち先づ第一に國家の必要とする貯蓄額を我々の收入より差引いて、其の残りで我々の生活の設計を考へなければ、皇運の扶翼も出来なく、東亞新秩序建設も不可能となり、又我々國民の終局の幸福をも克ち得る事が出来ないのであります。此の事はひとり貯蓄の問題に限らず、現下の經濟間

題は、總て同様でありまして、例へば鐵に致しましたも、或は我々の常食たる米に致しましたも、總て先づ第一に戰線の兵器に充當せられ、又戰線に於て忠勇義烈の奮闘を續けられつゝある將士の常食に、不自由を與へないで、我等戦後の國民は、斯の如き國の必要とする物資を、先づ差除いて、其の残

りで商賣を營み、生活を致して居るのであります。即ち公益を優先せしめ、國家の御奉公に立つことを第一義と考へ、私生活は國家の利益に反せざる限り於て行つて何等の不平もなく行つて居るのであります。之の故に日本の軍隊が世界一に強いが如く、日本の國民は又世界一に辛捧強い國民として、今日迄の經濟戰に赫々たる勝利を收め來つたのであります。

米が足らなくなつたのは 事變によるものではない

出来るだけ民需を切り下げて、軍需に振り向けることは、戰爭を遂行しつゝある今日、是非とも行はねばならないことであつて、これなくして戰爭の指導は萬全を期し難い。が人によつては物の足りないのを總て戰爭のためであると片付け

とは、直接出動軍隊が増え、軍需に振り向けること、急激に増加し、そのため一般に出廻らなくなつたと見る論者である。しかしこれは随分皮相な見方であつて、出動部隊に要する米穀は全體の産米から見れば九牛の一毛に過ぎないのである。而かも、出動部隊と云ふのもそれだけの増加人員が他處から運入つて來たわけではなく、只單に壯丁中

から召集されたのに過ぎないのだから、米を喰ふといふ點から云へば、軍隊に運入つても、運入らなくとも大差ない筈である。だから米の需給が窮乏になつたのは、直接戰爭に原因があるのではなく、朝鮮の旱害のため朝鮮米の減産を來したことに、これによつて例年朝鮮米に依存してゐた地方がこれに代る飯米を要するやうになつたとか、或ひは一部外地に於て米穀常用者が激増したとか、外米の輸入が減少したとか等の單なる戰爭以外に原因がある。

本島に於ける國民貯蓄の實績は、昭和十三年以來官民一致の協力に依り、何れも目標額を遙に突破致しました事は、時局認識の徹底を物語るものでありまして、誠に御同慶の至りに堪へない次第であります。今後に於ても、之の成績を守り續けて、皇國臣民としての實務遂行に遺憾なきを期したいと存する次第であります。

独 / は 遂に戦へ

戦線二千五百軒 獨軍總攻撃開始

月二十二日の朝早く、ドイツとソビエト兩軍が突然戦争をはじめ、世界の人々を驚かせました。

もともとドイツとソビエトは思想的には全く相いれない國であります。六月、不可侵條約を結んでイギリスやアメリカをびびくりさせ、とにかく表面だけは互に助け合つてゐるかのやうに思はれてゐたのであります。ところが六月二十二日に於けるこの二大國が突然戦争をはじめたといふことは、世界にとつては、まことに大きな問題であるといはねばなりません。

戦争の起きた直接の原因として挙げられるのは、ヨーロッパ大戦がはじまつて以來、度重ねて行はれたソビエトの不正な態度であります。ドイツ軍がポーランドへ攻入つて間もなく、ソビエト軍が東ポーランドへ進出したのは、獨ソ不可侵條約の協定に基いて、ドイツの諒解を得て行はれたのであります。これから後

に於けるソビエトの行動はドイツとは何の相談もなく、むしろドイツ軍の邪魔になるやうなことがばかり行ひました。

つまりそのあらはれとして、バルト三國の併合、フィンランド進出、ベッサラビア、ブコヴィナの分割等、勝手に弱い國へ手を出して領土を奪ひ、かへつてドイツを遠くからとりかこんでしまふやうなことをしました。

ところがドイツはイギリスを相手に大戦争を展開してゐる時でありましたから、ソビエトのこの不正な態度を苦々しく思つても、これを表面にあらはさず、

ソビエトの不正行爲

ヨーロッパに於ては、六

出来るだけドイツとソビエトの國の交りを密接にしようとしました。それで、昨年の十一月、ソドエトのモトロフ外務人民委員がベルリンを訪問した時、ヒトラー總統は、日獨伊ソ四國による歐亞大陸分割案を提示しましたが、ソビエト側は口をにごして、はつきりした態度を示さないばかりか、ドイツとの接近をいやがるやうな様子さへ見えて、とうとうそれは成立を見ずに終りました。

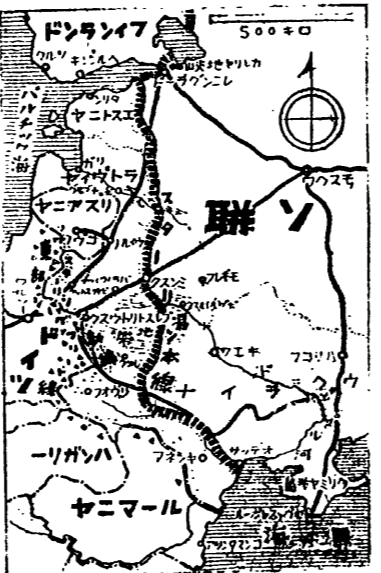
ヒトラー

總統の決意

かうするうちに軍事、政治、經濟のあらゆる角度か

ら見て、ドイツの對ソ作戦は今年の六、七月頃が最もよい時期と見られるに至りましたので、六月に入りヒトラー總統はつひにソビエト

ニ首相に對し、この氣持を明かにして、共同作戦の打合せを行ふと共に、戦争に必要なあらゆる準備をすなめました。



トの赤色政權を打ち倒してしまはなければ、ヨーロッパの新秩序を打ち樹てることとの困難なことを強く決心し、六月二日のブレンネル會談で、イタリーのムソリ

かうして六月のはじめからは、近來にない大動員が行はれ、東へ東へと晝夜の別なく軍隊の大輸送が開始され、フィンランドから黒海に至る二千五百軒の前線

獨軍の壓倒的勝利

には、數百萬に及ぶドイツ軍えりぬきの兵隊が配置されました。

一方、ドイツとトルコとの友好協定も成立し、南側からのソビエト攻勢の用意も出来、又フィンランド、ルーマニアの動員により、攻勢の準備が完了しましたので、天候回復の好機をとらへて、六月二十二日の明け方の、歴史的な進撃令を降すに至つたのであります。

つまり六月二十二日の午前三時を期し、大軍を集めて守りをかためてゐるソビエト軍に對し、ドイツ軍は

正義の大進軍を開始しました。空と陸からのほげしい攻勢、フィンランド北部作戦では獨軍山岳部隊は困難

な山路をよちのぼり、きびしくてむかふソビエト軍を破つてムルマンスクを占領、又ミンスクを越えて東部の地點にまで進軍しました。

御前會議に於て重要國策を決定

内容は公表せず不言實行

わが政府は、現下の情勢に對應すべき重要國策につき、去る六月二十五日以来連日わたつて討議を重ねてきましたが、畏くも聖斷を仰ぐべき歴史的な御前會議は、天皇陛下親臨の下に、七月二日午前十時から宮中に於て開催され、近衛首相、平沼内相、河田藏相、東條陸相、及川海相、鈴木企畫院總裁、杉山參謀總長、樺田同次長、永野軍令部總長、近藤同次長、原樞府議長等參集、慎重な協義を行いました。

後の施政の上に順次具體的に現れて来る筈であります。つまり政府としては國外に對して國家の機密を保持すると共に、對内的にも不言實行方針を堅持してゐますので、御前會議に於て決定を見た内容はこれを公表することは差控へられるわけですが、一旦確定した重要國策は緊迫した國際情勢に對應するため、着々實行に移し、からずることにより、國內戰時體制は各方面に於て急速に整備されることになるのであります。

情報部

この戦争がはじまつてから、七月一日に至る十日間の戦果は、獨軍司令部の發表によれば、

- 一、ソビエト軍捕虜 一六萬
- 一、撃破ソ聯機 四七三五臺
- 一、破壊したソ聯戦車 五七七四

といふ數に達してゐるといふことであります。

かうして獨ソ戦争は、はじめからドイツ軍の絶對的な勝利となり、到る所でソビエト軍はみじめな負け方をしてゐるのであります。

經濟事犯の絶滅



警務局經濟警察課長

松田光治

經濟統制の實施に對する指導と、之が違反の防止、取締りと云ふやうな役割を持ちまして、經濟警察と言ふ制度が新しく誕生致しましたのは、事變發生後間もない昭和十三年九月のことでありまして、早や三年近くになりました。此の三年間何と言つても今迄に全然經驗しなかつた事が次から次に起りました。御互に慣れない結果、色々な出来事もありましたが、最近では此の仕事に携つて居る職員の方も、一通の智識が出来た様でありまして、又關係業者や一般の人々にも理解を持つて戴けるやうになりました。統制も大體軌道に乗つたと云ふ感じがするのであります。

最近の統制に對する業者方の聲を集めて見ますと、或は統制に入つてからは仕事が増え、却つてやりよくなつた。眞面目に働いて行きさへすれば必ず一定の収入も利潤もあるばかりでなく、大きな儲けがないだけで、缺損とか恐慌とか云ふやうな心配は要らなくなつた。更に投機と云ふ様なことが殆どなくなるので、勤儉力行の美風を養ふことが出来て一舉兩得であるといふ様な者が、次第に増えて來つてゐるのであります。

然しながら他の一面には、まだ儲け一點張りの舊い考から脱けきれず、儲ける爲には手段や方法は選ばない、自分さへ儲ければ人はどうでもよいと云つた様な不心得な者が、尙相當残つて居るやうに見受けられますことは、寔に遺憾の極みであります。

事變が発生してから間もなく、所謂

戦時経済に入り、統制が次第に強化されて参りますや、従来から戦争に付きものと云はれて居ります物價騰貴や、物資不足の傾向を狙つて、營利に餘念のない一部業者の間に、統制の裏を潜る闇取引共の他の統制違反が行はれるに至つたのでありますが、斯る經濟事犯は戦時下の經濟界をかき亂して、國家の目的達成に非常な害毒を與へるものであります。闇取引に例を取りますと、之は恰も病氣の菌のやうなものでありまして、恐しい勢で、次から次へと擴がり、更に亦一波は萬波を呼んで、停止する所を知らないと云はれて居るのであります。一寸賣れ行きよ儲のありさうな品物でも見付けますと、公定價格等全く無視して之を手に入れ、豫め氣脈を通じてゐる業者やブローカー等にこつそり賣り、自分一人が莫大な利益を貪る。斯

様なことになりますと、折角市場にある品物も次第に闇に引入れられ、普通の店では其の品物等は買へなくなつて了ひ、生産擴充は勿論のこと、一般國民の生活にも非常な障害を及ぼすに至るのであります。

三

當局と致しましては、此の恐るべき闇取引の統制違反を未然に防止する爲、早くから統制の趣旨や内容を充分理解して戴くやうに、戦時經濟を打立てることの急務や、國民協力の必要なるわけがら等を、機會ある毎に強調し、一般の方々の協力を御願ひ致しまして、違反の防止に努めると共に、一面明かに統制に反するものであることを知つて居りながら、儲ける爲に敢て闇取引をする様な者に對しましては、檢査を勵行して來たのでありますが、

容易に其の跡を絶たないばかりでなく、其の手口ややりかた等は、年と共に巧妙になり、複雑になつて居るのであります。試に之を統制違反の状況から検討して見ますと、昭和十五年中の總件数は實に十萬五千件に達して居るのであります。昭和十四年の約二倍半、更に十三年に比べますと三十五倍と云ふ驚くべき数字に上つて居るのであります。尙之等の違反の内、司法事件に廻され、實際に處罰を受けた者は、毎年全體の約一割程度で、残りは皆説諭や注意で済してゐたのであります。最近では先きにも申し上げました様に、闇取引が急増加して來ました爲、十五年は百人に付十七人まで處罰されると云ふやうな實狀になつたのであります。更に又惡質重大犯と認められるものに於きましては、實に昭和十四年の十八件から一舉に二百六

十五件の約十五倍と云ふ激増ぶりを示して居るのであります。其の外違反の内容に於きましても、従來の法規の手續を怠つたと云ふやうな違反は段々少くなりまして、闇取引共の他質の悪い違反が多くなつて居るのであります。

四

次第でありますので、此の際罰を或る程度引上げて、模倣性や傳播性の強い之等の經濟事犯に對して、一般的に警戒を與へることとなつたのであります。其の要點を中上げると大體次の通りであります。

五

最近に於ける統制違反の傾向は、大體以上の通りでありまして、此の原因や動機等を探究して見ますと、物資の不足や、配給機構の不備等の爲め、已むを得ざるに出でたものもないとは云へませんが、然し其の大部分は國民に戦時經濟の認識が足りないこと、經濟事犯の制裁たる刑罰が、餘りにも輕きに失する憾がありまして、二度三度も累ねて違反をする者が増へて來て居りますことは、統制違反に對する罰の輕過ぎる一の證據とも認められる

先づ第一は一般の闇取引に對して、刑罰が重くなつたことであります。國家總動員法に基いて、物資や物價の統制を行ふ爲めに出された命令、例へば價格等統制令に違反したやうなものに對する處罰は、従來は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金となつてゐたのであります。今度の改正で、之に對する刑罰を、十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に引上げたのであります。體罰刑に非常に重くされた譯であります。又輸出入品等臨時措置

法に於きましても、其の罰則が改正されました。従來一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金となつて居りましたものが、今回の改正で七年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處せらるゝこととなり、之亦體罰刑に大幅な引上げとなつたばかりではなく前の總動員法同様に、犯罪の情狀に依つては、懲役と罰金兩方を一度に科することも出来る様になつたのであります。次は刑法の改正に就てあります。統制違反等によつて不法に儲けたもの、没収や、追徴が出来ることになつたのであります。従つて従來のやうに處分を受けて五千圓の罰金を納めても、尙且闇取引による儲けが残ると云つた様な都合なことは、將來は絶對あり得ないことになつたのであります。更に亦今回の刑法の改正によりまし

て、次のやうな規定が新しく設けられたのであります。即ち戦時天災其他の事變に際し、暴利を得ることを目的として、金融界をかきみだしたり、重要物資の生産や配給を阻害したり、又は其の他の方法によつて、國民經濟の運行を著しく阻害する虞のある行為をしたものは、無期又は一年以上の懲役に處せられ、情狀の悪いものには、尙其の上十萬圓以下の罰金を科するこゝとが出来た様になつたのであります。尙今回の改正に就て、注意して戴き度いことは、罰則の適用の事でありませぬ。これは一般の法律同様に、施行前のもので、即ち三月二十日以前に行はれた犯罪には適用がないのでありませぬ。古い犯罪には改正前の軽い方の罰則が適用されるのでありますが、三月二十日以後に行はれた犯罪は固よりのこと、其の前から始めた開取引などを

引續いて行つて居りまして、三月二十日を過ぎても尙繼續してゐると云ふやうなものには、總て改正に依る重い方の罰則が適用されるのであります。

六

當局と致しましては、以上申し上げました三つの法律の罰則の強化に依りまして、質の悪い開取引を徹底的に糾弾し、更に闇に因る不利益等は總て之を没収すると共に、これを機會と致しまして、從來動もすれば經濟犯罪は一時的限りのものであるとか、事變犯罪であるとかと云つたやうなことで、兎角軽く考へられ勝ちな立場にありました經濟事犯をして、他の一般犯罪にも増して非難さるべきものであること、即ち開取引が行はれることによつて、他の眞面目な業者や一般國民を苦しめるばかりでなく、國家にまで大きな損害をかけ、延いては戦時經濟の遂行にも

非常に大きなさし障りを起さしめるものでありますことや、更にこの闇行為が、刑法上の財産犯罪等に比べても、如何に憎むべきものであり社會道徳にも反するものであるかと云ふやうなことを、はつきりと諒解し、納得して戴きまして、一日も早く斯様な闇取引が、全く其の跡を絶ちますことを念願して居るものであります。取締に當る者と致しましては、將來共經濟統制に關する法令を、一般の方々によく御知らせすることや、指導防犯と云つた方面のことは、今一段の注意を拂ひまして、國民生活の安定に努力を致し度いと存じて居るのであります。業者並に一般の方々にかかれまして、克く統制經濟の趣旨を諒解せられまして、お互に不自由を忍び、國策に協力致されん事を希望致す次第であります。

七

今や統制の全面的な強化に依りまして、國民の日常生活は相當窮屈となつて参りましたが、歐洲に於ける交戦各國の現状に比べますと未だ餘裕のあるものであります。世界に誇る強烈な愛國心を持つ我が國民が、これ位の統制にへこたれる様なことでは、それこそ此の立派な國を築き上げて呉れられた先祖や、砲煙彈雨の下で活動して居られる勇士の方々に對しまして、全く申譯ない次第であります。斯様な秋に當りまして、國民の一人でも眼前の利害の爲に、故意に統制を棄り、法を犯して國家の大事を忘れる者があるとしたらば、夫こそ統制一億の團結に、水を差す憎むべき行爲と云はれまして、致方のない次第であります。

八

此の際我々國民は、克く現下の非常時局を認識しまして、法令の示す所を守り、各自の持場に最善を盡して、所謂職域奉公に努め、御互に勵まし合ひ

戒め合ひまして、統制違反の絶滅を圖りまして、高度國防國家經濟が、立派に行はれます様に、更に一段と努力し、覺悟を新にすることが必要であると思ふのであります。

脚本を募集

皇民奉公會

- 志願兵制度實施記念
- 皇民奉公會では六百萬皇民侍望の志願兵制度實施決定を記念し左記規定に基づき特別志願兵制度を題材とする映畫シナリオを廣く一般より募集することとなつた。
 - 募集規定
 - △題材 志願兵制度實施に取材し本制度の意志とこれに對する皇民の趣意と感激を織込み、然も劇映畫として變化と興味あるもの
 - △四千字詰原稿用紙八十枚から百枚迄別に三枚以内の梗概を附すること
 - △締切は本年八月末日
 - △送先 臺北市新公園内皇民奉公會中央本部宛、封筒に「志願兵應募脚本」と朱書のこと
 - △賞金
 - 一等(二篇)——一千元
 - 選外佳作(二篇)——各二百圓
 - △審査員は追つて發表す
 - △入選發表 本年九月下旬
 - △入選作品の版權及び上映權は本會の所有とす
 - △應募原稿は一切返戻せず
 - △應募原稿の第一面に現住所職業氏名(筆名の場合は本名)を明記のこと



皇民講座

第七講

國防

どの國でも、國防にはとくべつに力を入れて、金をかける。それは、國防が國家のせいすむに深くわんげいがあるからである。國防の十分でない國は、よその強い國からねらはれて、ひどいめにあふことがある。今日、ヨーロッパの小さい國々が、強い國々からあつぱくされてゐるのも、それらの國々が、國が小さくて、國防が十分でないからである。それゆゑ、今日のやうに、あちこちに戰爭がはじまつて、世界のやうすがふくさつになつて來ると、どの國でも、とくに國防に力を入れる。アメリカあたりも、日本やドイツの勢のだん／＼強くなるのを見て、ずぶぶんあわて、國防のことをやかましくいつ

てゐるやうである。

もちろん、世界中の國々は、たがひに仲よくしようとか、平和をたもたうとか、今までいろ／＼な申しあはせをしたのであるが、さういふことは、口ではよいにいへても、じつさいにはうま行くものではない。國がちがへば、人間もちがひ、國のなりたちも、國民の心もちもちがふから、甲の國の考は乙の國の考とはちがひ、丙の國の利益は丁の國の利益にならないといふことが多い。それゆゑ、すつたもんだと争がおこるやうになる。争がおこつても、國防が充實してゐれば大ぢやうぶであるが、さうでないといふと、たちまち國威をおとすやうなことになる。むかし、辨慶(べんけい)が、自分の強いのをいふことにして、通行人の刀をうばひとつた時、大ていの人は、辨慶のすがたを見ただけで、おどろいて刀をなげ出してにげていつたから、辨慶は、なんの苦もなく、九百九十本の刀をあつめた。ところが、最後の千本目の刀を取らうとして出あつたのが、牛若丸であつた。りつばな刀をもつてゐる上に、あひては子供であるから、おい、刀をよこせ。といつてにらんだら、泣き出して刀をよこす

だらうとおもつたところが、「取るなら取つてみよ」といふあいさつだ。辨慶は、牛若丸がどんな人間か知らなかつたから、なまいきな子供だとばかり、なぎなたをふりまはしたところが、どうして／＼、子供ではあるが、とんでもない強い子供だ。とう／＼辨慶の方がまゐつてしまつて、牛若丸のけらいになつたといふ話がある。國防の十分な國は、牛若丸みたいなものだ。攻めるなら攻めてみよ。である。どこかの國が、わが國にどうのかうのといつても、わが國は牛若丸と同じだから、戦ふなら戦つてみる。で、「ひどいめにあひたかつたらいつでも來い。」といふわけである。かういふたいどをとられると、よつほど自信がないかぎり、戰爭をしかけるなどといふことは出來るものではない。國防の力はこゝにあるのである。

國防といふのは、軍隊をふやすとか、兵器や軍艦をつくるとか、國內の防空を十分にするとか、防諜に力をつくすとかいふことは、いふまでもないが、なほその上に、貯金をしやうれいしたり、産業をさかんに行したりして、金や品物を十分にそなへておく、つまり國家のすべての

力をはたらかせて、國家の實力を十分につけておくことである。いかに軍隊が強くても、銃後の國民がだらしかなかつたら、戰爭には勝てないし、いくら兵器やだんや／＼があつても、たべものがなければいくさはつづけられない。この前のヨーロッパの大戦の時、ドイツがまけたのは、軍隊の力でまけたのではなく、たべものがなくなつてまけたのだといはれてゐる。戰爭になると、いろ／＼なものがいる。わけでも、ガソリンや鐵やゴムなどはたくさんいるのである。それゆゑ、それらのものは、なるべく國內でつかはないやうにしてたくはへておかなければならない。さういふことも國防である。

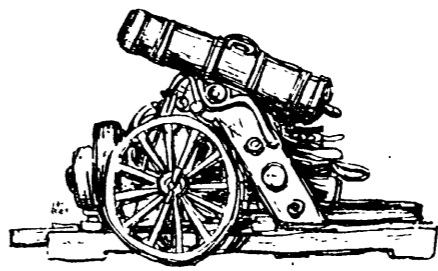
今の戰爭は、軍隊だけの戰爭ではない。軍隊は國防の第一線に立つて戦ふのであるが、國民一ばんは、軍隊が安心して十分にはたらけるやうにする。それには、國民の一人一人が國家の方針にしたがつて、しんげんに自分の仕事につとめなければならぬ。それが國防のための銃後の國民のつとめである。

總督府編輯官 中美春治

連載歴史物語

西郷従道

—[第七回]—



濱田隼雄

てゐる沈葆楨を、臺灣督辦防務に任じた。彼は軍艦二隻を率ゐてのこゝと、瑯嶼に上陸し、さつそく従道に會見を申しこんだ。

云ひ分はあひかはらず勝手なものだ。討伐を初める通知をしてくれたら、私もすぐにとんできて、一緒にやるのだつた。しかし今となつてはもう遅い。その代り、今後の處置は私がやらう、などといふので、従道は冗談ぢやない、討伐のことは我大臣が貴國の政府にちやんと云つてある、清國の重臣ともあらう人が知らぬ筈はないぢやないか、と答へると、いやそれは今更議論したつて初まらない、とにかく日本は我が領土を奪らうとするのではないさうだから、臺灣が平和にさへなればいゝのだらう、それならば我が清國政府は責任をもつて臺灣全島の保安を嚴

従道の瑯嶼凱旋後二十日ばかりは無事平穩な日がつゞいたが、六月二十一日に果せるかな再び清國の使者がやつてきた。彼らは、自分たちが今まで手を焼いて征伐できなかった蕃人を、日本軍が

よもやこんなに早く肩服させようとは思つてゐなかつたのだつたが、従道の討伐成ると聞いて、今更のやうにあわてだし、かつて長髮賊の亂を平定した殊勳者で、現に兩江總督南洋大臣といふ要職につき、李鴻章と並んで稱せられ

にし、蕃害を完全に無くしてみせよう、嘘だと云ふなら人質をだしてもいい、とまことしやかに云ひ立てるのである。

従道はからりと笑つて、

「人質など信じられない」といふと、沈葆楨は色を成してみせて、

「清國の使臣である沈葆楨の言葉を信用できないといふのか」と机を叩かんなばかりにつめよる。本國では彼が色を成して物を云へば、誰でもへい、えと頭を下げるのであらうが、従道では相手が悪い。いかに信じられん。大體この臺灣事件に關する貴國の態度は、昨日は白と云ひ今日は黒と、その場その場のごまかしばかりではないか。蕃害があつてもう二年にもなる、その間何一つ爲すことなく、今になつて清國の手でやるとはもつてのほかの勝手といふもの。貴國政府にわざと日本

副島大臣が使して事を談じてゐるのに、しかもその時は、臺灣は化外の地責任は持てぬとまで云つて、責任のがれをしたものを、今更何と云はうと全く信することなどできぬのみならず、臺灣島から撤退せよなどの談判を聞く耳もなければ、こゝで會見の必要もない。云ふことがあれば、柳原公使が貴國にゐる筈」と、聲を荒げて逆襲されると、もう二の句がつけず、尻尾をまいて退散し、臺南や臺北に清兵を集めて六萬と號して、いたづらに遠吠をするだけだつた。

そして附近駐在の清官に、えげつない策動をさせるのだつた。たとへば餓饉事件だ。

欽蕃は討伐されて山中深く逃げこんだのであるが、これを本當に歸順させるために、従道は熟蕃の林阿九や陳阿三を使つて、降伏謝罪をすゝめさせ

た。早く謝罪すれば許して下さるからといふ勧告は、酋長を失ひ、家なく食物もなくなつた逃亡蕃人を遂々下山させて、七月一日、七社七十餘人が保力庄に集つた。

その時従道の代理として出張した佐久間參謀は、七社の酋長たちが、心から恭順のまことを現すのを見てから、この征討の原因となつた琉球蕃民の遺骸の埋葬所を調査し、その遺骨を提出するやうに命じたのであつたが、車城に駐在する清官周有基は、どこから探りだしたのか、それを知ると、さつそく妨害工作を初めた。

遺骨が日本軍の手に渡る前に、自分の方に奪ひとらう、といふのである。そしてひそかに福州に送り、福州の琉球館の役人に、これは清國皇帝の威勢に恐れをなした蕃人が獻納したものとして、國威を誇張した上、日本軍に一

泡ふかせてやらうといふのである。彼は腹心の部下を加知來社に派し、督長の朱雷に、もしも琉球人の僞體を盗みとつてきたなら、洋銀二百元ばかりでなく、お前たちの欲しがつてゐる火薬もやらうと誘惑した。

火薬に二百元の金ときいて朱雷はすつかりよるこんでしまつた。

そして、夜の山路をかくれて牡丹社に忍びこみ、匿してあつた五十三の僞體を盗みだすと、竹籠につめこんで擔ぎだし、闇にまぎれて加知來社に運び入れた。

夜があけたら車城に運んで賞金をせしめようと待ちかねてゐたのだが、蕃人にも悪い奴ばかりではなかつた。兇蕃説得の役にあつてゐた統領埔の林阿九が、いち早くこのことをかぎつけた。そして那瑯本營に通報したから、僞體を擔いだ朱雷の一行は、四重

溪で、みんなとつかまへられてしまつた。

本營では、さうして危いところを手にいた僞體を檢分すべく、一つづつ丁寧に籠の中からとり出して、卓上に並べてみると頭蓋骨の中から小さな蟋蟀がひよつこりとびだしたり、眼孔の中に蜘蛛が巣をはつたり、目もあてられない有様だつた。

人々は眉をひそめながら、狡猾な清國の手に奪れずに、かうしてこゝに運ばれたのも、惨虐な兇蕃の手に倒れた人々の魂が、やはり故郷を忘れがたいのか不思議な因縁とさ、やき合つた。

と同時に、今は物云はぬ五十三の僞體をならべてみるにつけ、これが若し車城に運びこまれてゐたら、と思ふと慄然とした。そして車城の清官に對する憤激が火のやうに燃えるのだつた。しかも、表だつてやつけるわけに

はゆかないのだから、兵隊たちは尙更切齒扼腕する。

けれども、清官の方では、策動が日本軍に知られたとわかつて、薄氣味悪く思つてゐたところへ、日本の兵隊に菓子や果物を行商にくる車城のものが、日本軍は車城へ攻めてきて周有基の頭を叩き割つてやる、と云つてゐるぞと、噂するのをきいて、すつかり泡をくつてしまひ、浪の荒い夜だつたが、小さな舟で臺南に逃げ去つたので、本營では手を拍つて大笑ひした。

それから、さすがにもうつまらない策動はしなくなつた。

従道は、この事件で、蕃人の中にもまだ朱雷のやうな奴がゐるのを知り、もつと徹底的に蕃人撫育の實をあげなければならんと考へた。そこで八月になつて、周勝東の大督長が、歸順の意をいつはりなく表した

いから、一度蕃社まで来ていただき度い、と願ひ出ると、よるこんでその招待に應ずることにした。

その日、従道は龜山の本營（那瑯から此處に本營を移してゐた）から、車城の支那人に作らせた、媽祖祭の時の神輿のやうな大きな轎に乗つて、水野通譯官なども同伴してでかけた。

山路である。つき出た巖の角や伸びきつた樹の枝などが、時々轎をとめた。

最初にはいつたのが小麻里社。督長は従道には馴染のイサである。彼はいそぐと出迎へ、獵のため山に入る時持つてゆく貴重品の乾餅を山のやうに出して、是非食べてくれともてなした。それから家族のものをいぢ／＼従道の前につれてきて挨拶させるのだつた。

その時従道は彼の長男の手が瓜のや

うに腫れあがつて、みるからに痛々しいのをみつけた。藥草なのか、青い草の葉をまいてゐる。

「これは何とかならんもんか」と云はれた隨行の軍醫が進み出て、その手に觸ると、大の男が涙をぼろ／＼こぼして痛がつた。

「あゝ、これは切開すればいいんで」と軍醫は簡単にいつた。

手術などをみるのは初めてだから、イサを初め、社の連中がぐるりと取り巻いた中で、小さなメスがぎうつと光つたかと思ふと、男はキヤツと猿のやうに叫んだが、軍醫はかまはず、どろ／＼と膿血を出してやつた。すると痛さがびたりととまつた。涙をこぼした顔が不思議さうにメスを眺めてゐたが、いつの間にかにこつきだした。それは感謝のしるしだつた。そして今まで痛くてあげられなかつたその手を、

彼は社衆の前に、軽々と動かしてみせた。

人々は呆れたやうに嘆息を洩らした。

イサの如きは軍醫と従道の膝にとりすがらんばかりにして、有難い／＼と何度も云ひ、はては乾した粟餅をどうしても食つてくれとせがむだ。まるで眼の前ですぐ食つてくれなければ、自分の感謝の氣持が通らない、とでも思ひこんでゐるやうな勤め方だつた。

そして、従道が笑ひながらそれを口にされると、いかに嬉しげにその口許を眺めてゐた。

福建省産業交通	2.00
福州市街明細圖	2.00
佛印泰國明細圖	2.00
發賣 臺灣時報發行所	

懸賞募集 臺灣紹介 短篇讀物

臺灣總督府情報部

一、趣 旨

情報部に於ては時局下帝國南進の基地を以て任ずる臺灣の事實を廣く内外地の同胞に正しく認識せしむる爲、臺灣の有する自然、人文、産業、衛生其他自般の事情を興味的に敘述した短篇讀物を遍く蒐集し、之を或は冊子として刊行し或は資料として中央地方の各種誌社に提供し、大いに臺灣の宣傳に乗り出さうと考へるに至つた。そこで次の要領に依りこの短篇讀物を廣く懸賞募集する。島内は勿論、島外在住の各職域に於ける文筆愛好の士の奮つて執筆願望あらんことを望む。

二、題 材

臺灣の歴史、地理、自然、景観、人文、産業、經濟、交通、衛生、風俗、習慣、名勝、傳説、傳記、物語、美談、紀行、案内

等臺灣に取材せるもの。

例………兒玉將軍と臺灣、南英園物語、濱田彌兵衛の話、颯風園、北回廊に立ちて、臺灣民話集、部落の一年、南方拓土の日記、蓬萊米の話、紅茶の話、蓮草と大甲帽、臺灣の果物、水牛、空の旅、マリア防退、熱帯衛生物語、七夕祭、城隍爺祭、トンボ玉の話、寺廟巡り、阿里山紀行、托鉢僧談、マツカイ博士傳、頭目カヤマの生涯、君が代少年、譽の軍夫、志願兵一番乗、榮村現地報告、審地紀行………

以上の題材は只思ひ附のまゝ例として示したに過ぎない。斯う云ふ種類のものでは如何なる題材のものであつてもよいのである。各自の持つてゐる最も良き取材を期待する。

三、執筆形式

- 1、文章はなるべく口語常體とし、臺灣特有の熟語には振假名及び註釋を附すること
- 2、文中繪畫、寫眞等の挿入は大いに歡迎する
- 3、一篇の長さは四百字詰原稿紙二十枚以内

四、賞 金

等級を附せず優秀なるもの三十篇を採る豫定
入選作一篇に付賞金三十圓宛贈呈
但し優秀なるもの少きときは入選者の數を減することあるべし

五、締切及發表

締切 昭和十六年八月十五日(當日の日附あるものは受付ける)
入選發表 同九月中旬の豫定(當部發行臺灣時報又は部報及新聞紙上に於て發表、入選者には當部よりも通知す)

六、其他須知

- 1、應募宛名臺灣總督府情報部とし封筒には「短篇讀物原稿」と朱書すること
- 2、紙上匿名は隨意なるも、別に住所氏名を明にすること
- 3、應募原稿は一切返戻せず
- 4、應募原稿の版權は當部に歸屬す
入選作以外のものと雖改作して使用することあるべし

低物價政策に呼應して 改正された二の統制令

賃金統制令と 地代家賃統制令

賃金統制令

低物價政策の根柢をなす賃金統制令改正勅令は、七月一日から臺灣にも施行され、總督府では六月三十日附でこれが施行規則を公布した。事變以來諸物價の昂騰に並行して、賃金も昂騰の一途を辿り、これが抑制のため、昭和十四年三月賃金統制令を公布、さらに九一八物價停止令と歩調を一にして、昭和十四年十月賃金臨時措置令を公布して、抑制につとめたが、賃賃金

統制令では未經験労働者の初給賃金を公定したが、臺灣においては鑛山のほか機械製造業、船舶修繕製造業、器具製造業、金屈品製造および金屬精錬業の五部門のみで、適用範圍はせまかつた。またその物價の抑制方法が必ずしも合理的ではなく、ことに九一八令によつて、賃金は凶凶がはげしくても、これを平均化する事が出来なかつた。かうした既存の統制方法の缺點を補ふとともに、公務者の生活の安定をはかり、能率の向上を

期し、さらに労働自給の圓滑をはかり、低物價政策に呼應する必要から、賃金令が改正されたのである。

改正令は昨年十月十九日公布され、内地では翌二十日から實施されたが、臺灣では賃金臨時措置令などが本年六月三十日まで有効なので、實施が内地より遅れて七月一日から施行されたものである。

新統制令の特徴は、賃金抑制にあつたつて、個人的面と團體的面との両面からおさへんとしてゐることである。個人的抑制としては、最高初給賃金と最低賃金を公定する。これはおつて總督が公定することになつてゐる。團體的抑制方法としては、三十名以上の労働者を雇用してゐるものに對して、賃金總額の制限を行ふ。この賃金總額の基礎となる平均時間賃金を、總督府で決めることになつてゐる。

この新統制令の内容および精神は、内地と同様であるが、内地と異なる點は左の諸點にある。

新統制令では平均手當を二日分だけ認めてゐるが、この平均手當算定の基礎たる標準報酬日額は、健康保險法で規定されてゐる。しかし臺灣では健康保險法が實施されてゐないので、この標準報酬日額を總督が定める。つきに賃物給與の規定が臺灣と内地と事情がちがふので、多小異なつてゐる。例へば内地では三食二十五銭となつてゐるが、臺灣では二十銭となつてゐる。住居も内地では一疊につき一錢となつてゐるが、臺灣では家屋構造がちがふので、建坪一坪五厘となつてゐるが如きである。しかし最高初給賃金最低賃金、平均時間賃金などいづれも公定までには、多少時日を要するので、當分の

間貸金臨時措置令の一部をそのまま適用することになつてゐる。

地代家賃統制令

戦時國民生活に切實な關係を有する地代家賃を統制せんとする地代家賃統制令は、いよいよ七月一日から臺灣においても實施される。これは昭和十五年十月十九日勅令をもつて公布され、内地においては翌二十日から施行されたが、臺灣では舊地代家賃統制令が、本年六月三十日まで有効なので、これが實施がおくれ、舊統制令の失效と同時に七月一日から實施されるわけだ。總督府ではこれに伴ふ施行規則を、府令をもつて七月一日公布、即日實施した。この新統制令は舊令を一層強化徹底したもので、舊令との相違は左の點である。

まづ第一に既存の地代家賃が原則として据置となつてゐることは、舊令同様であるが、今度新たに定められる地代家賃が高すぎることをないやう防止し、また一面貸地家の經營に適當な収益を認め、大いに貸地家が提供されるやう、新たに適正標準が定められた點は、特筆すべきことである。

第二に特筆すべきは州知事、廳長の減額命令の範圍を擴張した点である。すなはち新に定められる地代家賃が、適正標準に照して不當に高いものももちろん、既存の地代家賃でも不當に高いものには、減額命令をなし得ることに擴張されたのである。

第三に新統制令では舊令のやうに有効期間がつけられてゐないので、今後必要な限りいつまでもこの統制は繼續されることになつたことも注目すべき點である。その他從來の運用上の經驗に照して、必要な規程を整備したことなどが、改正の要點となつてゐる。なほ土地價格および建物の價格に乘する率は、建物については用途別、構造別、様式別にそれ／＼分けて、借地、借家の條件ならびに適用地域など、共に近々各州知事、廳長から告示する事になつてゐる。

部報掲載資料 募集

寫眞 時局關係又は地方特色あるもの(大きさは成るべくキャビネ判とす)

感語 各地に於ける感激實話又はニユース(一篇の長さは四百字詰原稿紙二枚以内とす)

漫畫 時事又は生活を取り入れたる興味的の漫畫(郵便はがき又は美濃半切大の畫用紙を用ふる事)

昭和十六年八月一日印刷發行

編輯長 臺灣總督府情報部

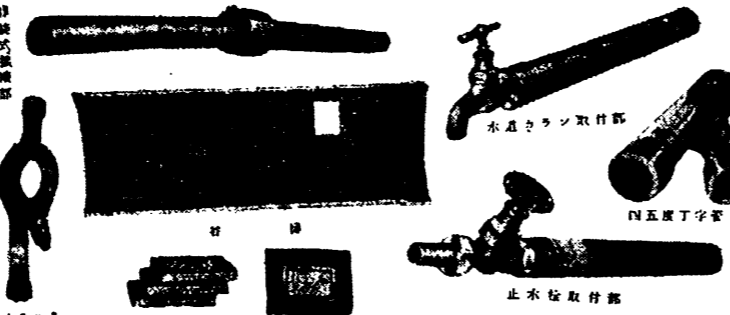
印刷所 小塚本店印刷工場

臺北市南門外二丁目三五番地

電話 二〇七〇番

國策ニ順應 建築土木材料

ル優ニ管鉛・管鐵・竹ノ用湯給泉温・水給・水排・戸井掘◎
(ニ酸耐・害無生衛・ズビ錆・ズラ腐ヲ管ドツレソ)
ニ用代ノ板キリゾ板浪製綿石・板鉛亞ノ用リ張根屋小ヤ庇◎
(イ強ノ力久耐テク輕・ズラ腐・ズビ錆ヲムユリレソ)
ル優ニムリノリナ價高用下廊・段階・院病・室務事・床板・リクンコ◎
(單簡ハ除掃テニキ拭水ク強力久耐ク良ニ生衛ヲムユリレソ)
(ナ濟經モ最便簡繕修)



品製ドツレソ式ホクタ
耐・水防對絶リナニ導指ノ所究研業工ハ品木
水テシニ便簡合接・害無生衛・線絶氣電・酸
シ強ニ
事工氣電・用水排・用水給ニ管ドツレソ(一)
用戸井拔掘・用斯瓦・用
廊・段階・接應・所務事ニムユリレソ(一)
ノ張板・ト一リクンコ等場工・堂食・下
品適最テシト用敷上
・無絶氣息・比無半堅・廉低格價ニ長特(一)
便簡工加ニ等器什・具家・無絶飽腐

部賣販品製社合式株業工トスベスア本日
社 會 式 株 事 商 矢 古
番五二話電 三ノ一町門西市北臺

營業要目

- 一、日本銀行引受國債賣捌取扱
- 二、公社債の引受募集並ニ賣買
- 三、株式の引受募集並ニ賣買
- 四、公社債元利金支拂株式配當金取扱代理事務
- 五、金 融 業 務

本店 大阪市東區安土町二丁目

野村證券株式會社

臺北支店 臺北市表町二丁目

電話四〇〇一四一五九四五三〇七三五七
 振替貯金口座番號九一〇一番
 支店 東京・名古屋・京都・神戸・岡山
 支店 廣島・高松・門司・福岡・金澤

滿州野村證券株式會社

本店 奉天・支店 新京・大連

昭和二十一年五月十五日發行